

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年4月12日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

松峯茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和5年2月28日（宇治市監査委員公表第4号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 総務・市民協働部 市民協働推進課

東宇治地区コミュニティ推進協議会

監査期間 令和4年12月1日～令和5年1月31日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	施設の管理運営について 消防訓練が未実施であった。実施されるよう努められたい。	消防計画に基づき、年1回以上の消防訓練の実施について、是正すると確認しました。
2	会計処理について 支出帳票の作成及び支出未済金の取扱について、会計規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。	東宇治地区コミュニティ推進協議会会計規則に基づき、予算執行要求書等支払帳票の作成及び予算執行年度における支出未済額処理について、適正に事務手続を行うように是正しました。

監査対象 総務・市民協働部 市民協働推進課

榎島地区コミュニティ推進協議会

監査期間 令和4年12月1日～令和5年1月31日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	施設の管理運営について 消防訓練が未実施であった。消防計画を作成され、消防訓練を実施されるよう努められたい。	速やかに消防計画を作成し、当該消防計画に基づき、消防訓練を実施することについて、是正すると確認しました。
2	会計処理について 予算の流用及び支出未済金の取扱について、会計規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。	榎島地区コミュニティ推進協議会会計規則に基づき、予算流用の承認及び予算執行年度における支出未済額処理について、適正に事務手続を行うように是正しました。